

# 虐待防止のための指針

## 社会福祉法人永光会

特別養護老人ホーム 永光荘  
永光荘デイサービスセンター  
永光荘ショートステイ  
特別養護老人ホーム 清流の郷  
清流の郷デイサービスセンター  
清流の郷ショートステイ  
居宅介護支援事業所 永光荘



## 1. 目的

社会福祉法人永光会の法人理念に基づき、高齢者への虐待を防止し、入居者・利用者の尊厳の保持及び人格の尊重が達成されるよう、この「虐待防止のための指針」を定める。

なお、この指針は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214厚生省老人保健福祉局長通知）」の規定による。

## 2. 基本方針

- 1) 施設長をはじめ、全職員が一丸となって高齢者虐待の防止に努める。
- 2) 虐待は犯罪行為という認識のもと、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。
- 3) 職員が高齢者への虐待を発見した場合は、施設長や上長に連絡し、速やかに関係機関へ報告する。
- 4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

## 3. 虐待に該当する行為

- 1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える。
- 2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る。
- 3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う。
- 4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる。
- 5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る。

## 4. 基本方針を達成するための取組み

- 1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて虐待防止について検討し、高齢者への虐待が発生しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
- 2) 3項に掲げた虐待に該当する行為だけでなく、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重を妨げる介護や行為について研修や会議を通じて議論し、そのような介護や行為が行われる危険性がある場合は速やかに排除する対策を講じる。
- 3) 施設や各事業者内で発生した虐待については、速やかに虐待防止担当者又は上長へ連絡し、対応について協議する。また、永光会が運営するサービスだけでなく、あらゆる場面において発見した高齢者への虐待事例については、関係機関へ相談・報告する。
- 4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、実際に起きた事例や虐待に繋がりそうな行為について委員会やその他の会議で検討し、それらを排除する対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

## 5. 委員会の設置

基本方針を達成するため、事業所毎（永光荘、清流の郷）に以下のように虐待防止委員会を設置する。

- 1) 委員会の構成職員

施設長、虐待防止担当者、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員とし、施設長を責任者とする。

ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、部単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することも出来る。

## 2) 開催頻度

基本的に定例会として月1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。なお、身体拘束等適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係する場合は他の委員会や会議と一体的に開催することも可能とする。

## 3) 検討内容

- ①虐待が発生した場合、その発生原因等の分析と再発防止策の検討
- ②虐待防止策を講じた際の効果についての評価
- ③虐待防止のための指針やマニュアルの改正
- ④虐待防止のための職員研修の内容検討
- ⑤虐待を発見した際の相談・報告の体制整備

## 6. 介護施設における虐待防止担当者

基本方針の達成と高齢者虐待防止のため、虐待防止担当者を設置する。担当者は、基本的には虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員とする。

## 7. 虐待又はその疑いが発生した際の相談・報告体制

虐待又はその疑いが発生した際は、必ず以下の規定された手順で相談・報告を行う。

- 1) 法人の職員が他の職員による入居者・利用者への虐待又はその疑いを発見した場合は、速やかに虐待防止担当者もしくは上長へ報告する。これは虐待当事者がどの役職位の如何を問わず厳正に対処し、それが当該担当者本人であった場合は他の委員会構成職員に相談する。
- 2) 報告を受けた当該担当者又は委員会構成員は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待当事者及び関係者に事実確認を行う。
- 3) 事実確認の結果、虐待行為が事実であった場合は当事者に改善を求めるとともに、就業規則に則り必要な措置を行う。また、その内容が改善される状況であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて保険者に報告する。
- 4) 虐待当事者に改善を求めた結果、善処されない又は緊急性が高い場合は保険者や警察等の協力を仰ぎ、高齢者の権利と生命を守ることを優先する。
- 5) 事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会やその他の会議等で原因の分析や再発防止策の検討を行い、その結果を全職員に周知する。
- 6) 法人の職員以外の虐待又はその疑いが生じた場合でも同様に、当該担当者に相談し必要があれば保険者に報告する。

## 8. 職員に対する研修・教育

職員に対する虐待防止のための研修を以下の内容で実施する。

- 1) 高齢者虐待防止法の基本や虐待の内容、発生した際の改善策等をもとに、職員に高齢者虐待防止の知識を普及・啓発させる。
- 2) 年2回以上及び新規採用時に実施。ただし、身体拘束等適正化のための研修と一体的に実施することも可能とする。

3) 研修の実施内容については、研修資料や実施概要、出席者等を記録した書類を保存しておく。

## 9. 苦情解決体制及び成年後見制度の支援

### 1) 苦情解決体制

虐待及びその疑いの苦情相談については、苦情受付担当者は速やかに苦情解決責任者へ報告する。苦情解決責任者が当事者であった場合は、虐待防止検討委員会構成職員へ報告する。寄せられた内容については、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払う。

### 2) 成年後見制度の支援

入居者・利用者及び家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、必要であれば成年後見人や社会福祉協議会の窓口等を紹介する。

## 10. 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望あった場合はすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則 この指針は、令和 3年 4月 1日より施行する。  
この指針は、令和 3年 9月 1日より改正する。